

別海町議会会議録

第2号（令和 元年 6月19日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

① 3番 田 村 秀 男 議員

② 2番 横 田 保 江 議員

③ 13番 中 村 忠 士 議員

④ 1番 宮 越 正 人 議員

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

① 3番 田 村 秀 男 議員

② 2番 横 田 保 江 議員

③ 13番 中 村 忠 士 議員

④ 1番 宮 越 正 人 議員

○出席議員（16名）

1番 宮 越 正 人

3番 田 村 秀 男

5番 外 山 浩 司

7番 木 嶋 悦 寛

9番 今 西 和 雄

11番 瀧 川 榮 子

13番 中 村 忠 士

副議長 15番 戸 田 憲 悦

2番 横 田 保 江

4番 小 椋 哲 也

6番 大 内 省 吾

8番 松 壽 孝 雄

10番 小 林 敏 之

12番 松 原 政 勝

14番 佐 藤 初 雄

議長 16番 西 原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三

教 育 長 伊 藤 多加志

総 務 部 長 浦 山 吉 人

産業振興部長 門 脇 芳 則

教 育 部 長 山 田 一 志

副 町 長 佐 藤 次 春

選挙管理委員長 高 崎 好 藏

福 祉 部 長 今 野 健 一

建設水道部長 山 岸 英 一

病院事務長 大 槻 祐 二

会 計 管 理 者	阿 部 美 幸
選挙管理委員会書記長	佐々木 栄 典
総 務 部 次 長	佐々木 栄 典
産業振興部次長	小 湊 昌 博
教 育 部 次 長	石 川 誠
総合政策課長	三 戸 俊 人
税 務 課 長	宮 本 栄 一
西春別支所長他	田 村 康 行
福 祉 課 長	干 場 みゆき
町 民 課 長	青 柳 茂
老人保健施設事務長	竹 中 利 哉
商工観光課長	伊 藤 輝 幸
建築住宅課長	田 畑 直 樹
上下水道課長	外 石 昭 博
学 務 課 長 他	入 倉 伸 顕
生涯学習センター建設準備室長	山 岸 英 一
図 書 館 長 他	新 堀 光 行

農業委員会事務局長	中 村 公 一
監査委員事務局長	小 林 由 治
福 祉 部 次 長	青 柳 茂
建設水道部次長	伊 藤 一 成
総 務 課 長	佐々木 栄 典
財 政 課 長	寺 尾 真太郎
防災交通課長	麻郷地 聡
尾岱沼支所長他	福 原 義 人
介護支援課長	千 葉 宏
保 健 課 長 他	干 場 富 夫
水産みどり課長	小 湊 昌 博
管 理 課 長	川 畑 智 明
事 業 課 長	伊 藤 一 成
指 導 参 事	根 本 涉
生涯学習課長他	石 川 誠
中央公民館長	内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛
9 番 今 西 和 雄

8 番 松 壽 孝 雄

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員、以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
なお、質問は一問一答方式であります。
- 3番（田村秀男君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 3番田村議員。
- 3番（田村秀男君） はい。
それでは、通告に従い一般質問をいたします。
1番目のまちづくりの基本姿勢についてであります。
平成が終わり、新しい時代「令和」が始まりました。
同時に、今後本町が進むべき10年間の政策の基本的な方向性が示された第7次別海町総合計画が4月からスタートしました。
総合計画の策定作業について以下の3点にわたり質問します。
1点目。
策定審議会の答申に反映された策定審議会委員の意見、及び総合計画に反映された策定審議会の答申の内容について伺います。
- 総務部長（浦山吉人君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 総務部長。
- 総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。
総合計画策定審議会は、総合計画の策定に関し必要な調査及び審議をするために、町長の諮問機関として設置された審議会でございます。
策定審議会での審議内容は、大きく基本構想と基本計画に分けて行われ、そのうち基本計画については、さらに、総務・福祉医療・産業・建設・教育部会の5部会に分かれ審議をしています。

5部会からの意見として、総務部会からは消防団の活性化や防災対策の推進について、福祉部会からは交通弱者の移動手段や公園の整備について、産業部会からは担い手の確保や観光振興について、建設部会からは空き家対策や道路網の整備について、教育部会からは地元高校への進学意識の醸成や教職員の働き方改革に伴う外部指導員の活用などについて、それぞれ意見がございました。

それらの意見を総括して提出をされました答申につきましては、部長職等で構成をする総合計画策定会議において議論され、それぞれ総合計画の基本計画各分野に反映したところでございます。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今御答弁のあったように5つの部会の28名の策定審議会委員の皆さんが、慎重に審議を重ねた答申内容であると認識しております。

別海町の自治基本条例では、町民、議会、そして行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であるということを基本としていますね。

そうであれば、ただいま御答弁のあった策定審議会の意見及び答申内容は、町民、議会、そして行政でその情報を共有いたしましたか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 田村議員の御質問でございますけれども、総合計画の策定に係るそれぞれの意見の情報共有ということでございますけれども、第7次総合計画の策定に当たりましては、第6次総合計画の点検・評価結果の公表に始まり、さまざまな意見を取り入れるために行いました町民あるいは各種団体に対し行ったアンケート結果、また、住民参画の実践として取り組みました町民検討委員会からの意見の公表など、計画原案の策定までの過程につきまして折に触れてホームページで公表をさせていただいているところでございます。

そのような形で情報共有しているというふうに認識しているところでございます。

御質問にございました審議会の意見等の公表についてですけれども、策定審議会の性格は、案としてでき上がりました総合計画の内容を調査、審議いただくことを目的とした町長の公的諮問機関であるということで、総合計画書の冊子の中で諮問、答申書の内容ですとか、あるいはその開催日時、委員名簿等について掲載をし、公表をさせていただいているところでございます。

ホームページにつきましては、先ほど申し上げましたようにホームページを閲覧する多くの方々や団体の方々に計画策定の段階から広く携わっていただくために、総合計画の策定に対しどのような考えを持ち、どのような意見を寄せられたのかを知っていただくということを目的に公表してきているところでございます。

策定審議会の意見内容につきましては、先ほど申し上げました性格もあるということの中で、具体的にホームページへの公表という形での情報提供ということはありませんでしたけれども、先ほど申し上げましたように総合計画策定の過程においては、それぞれの場面で多くの方から意見をいただいた内容について情報共有をさせていただいたところでございます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

ただ、諮問した側の役目として、やはり答申後、審査会の意見、計画に反映させるなどの点については調整を行い、回答及び計画反映の内容を事前に整理して知らせることが必要と考えますけどもいかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回の第7次総合計画の策定につきましては、その策定過程の中でいただいたさまざまな意見につきましては、ホームページ等で公表させていただき、また、それを計画原案にどのように反映させたか、また、パブリックコメントにつきましてもどのように政策に反映させたかということを公表させていただいているところでございます。

具体的には、今御指摘のありました計画策定に係る最終過程である策定審議会の内容の公表というものについては、ホームページでの公表等は行っておりませんが、ただいま御指摘のありましたことにつきましては真摯に受けとめさせていただきたいと思うところでございます。

また、おっしゃられた御意見も含め、今後のホームページ掲載のあり方というものについても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

計画の資料編、「策定の経過」では、平成31年2月14日に部長級での計画策定会議で答申の内容を検討されていますね。

その翌日に第7次の総合計画の策定が完了されてます。

検討結果を計画に反映する時間的な余裕はございましたか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

策定会議での検討状況についてでございますけれども、検討の時間が短かったのではないかと御質問かと思っておりますけれども、策定会議での検討状況について若干時系列で申し上げます。

審議を御依頼した総合計画原案に対し、総合計画策定審議会から町長に答申をいただいたのは、第3回の策定審議会を開催した2月6日でございました。

策定審議会委員の皆さんには、この2月6日に正式に答申書を提出していただいたこととなりますけれども、それに先立ちまして、1月23日の時点で開催をした第2回策定審議会において、先ほど申し上げましたとおり基本構想の審議と5つの専門部会に分かれての基本計画についての審議を行っていただいております。

この審議においていただいた意見につきましては、直ちに総合計画策定事務局においてまとめられ、1月下旬に総合計画策定の最終決定機関であります策定会議の構成メンバーに提示をされ、具体的にはその時点から内容検討作業を進めてきたところでございます。

御質問にありましたとおり、2月14日の第4回策定会議の翌日の2月15日に総合計画策定作業が完了したということになっておりますけれども、2月14日の第4回策定会

議は、先ほど申し上げましたとおり 1 月下旬から検討を行っていただいた意見に対するものに対して最終的な検討、そして確認をさせていただいた会議ということになります。

その計画策定において最終意思決定を行ってきたというところでございます。

翌日の 2 月 15 日に総合計画の策定を完了したというものでございますけれども、一定期間の検討時間をもって内容の検討を行った中で策定を完了としたということに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○3 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） はい、よくわかりました。

それでは、次に 2 点目。

別海町に勤務、通学されている人たち、及び多様な主体がどのようにこの計画に参加されたのかを伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

新しいまちづくりを進めるための指針となる第 7 次別海町総合計画は、広く町民の意見を反映するため町民、団体アンケートの実施、各地区でのまちづくり懇談会や各種団体懇談会のほか、パブリックコメントなどを行っております。

パブリックコメントにつきましては、町内に事務所または事業所を有する個人または法人、町内の事務所または事業所に勤務をする方、そして町内の学校に在学する方も対象としており、広く参加する機会をパブリックコメントにおいて提供させていただいたところでございます。

以上です。

○3 番（田村秀男君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） 町民の参画・協働のもとに行政が一体となってこの計画を推進するに当たって、多様な主体というのは、具体的には企業だとか、それから大学、研究機関、あるいはふるさと会、それから友好都市などが考えられますが、ぜひ町民参加と協働を具体的に進める別海町協働基本指針に沿った形で今後も進めていただきたいと思っております。

次に 3 点目。

総合計画策定に当たって議会の関与が少ないと感じますけれども、今後予定される見直し作業に向けて議決要件とする考えがあるか伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、ただいまの件については私からお答えいたします。

第 7 次別海町総合計画の策定に当たっては、策定作業の進捗状況に合わせ、計画内容を議会の各常任委員会や全員協議会で説明をし、議会からの意見についても計画に反映したところであります。

現状として、町行政としては、総合計画基本構想の策定について地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決事件にかかわる条例を整備し、議決要件とする予定はありま

せんが、総合計画については、別海町自治基本条例に定めるとおり町の根幹をなす最上位の計画であることから、今後予定されております見直し等の際には、これまで同様に議会に対して進捗状況などについて十分な説明をしながら総合計画の適正な進行管理を行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ただいま御答弁のあったように、総合計画は、別海町の最高規範と申しますか、自治基本条例で最上位の計画として位置づけし、多くの町民の皆様の御意見や御提言をいただき、策定審議会で慎重に審議を重ね、加えて執行機関である行政として庁内の検討体制、あるいは策定会議、策定委員会、策定提言チームなどを設置して策定されております。

しかしながら、これだけではやはり協働のまちづくりとは言いがたいと私は考えております。

協働のまちづくりを進めるためには、それぞれの役割及び責任を持ってともに協力する観点から、やはり選挙で選ばれた代表で構成する議事機関の意思決定が加わって、初めて町全体の総意により策定されたことを裏づけるものと考えております。

別海町自治基本条例の第35条の逐条解説によりますと、「計画的な行財政運営を行うため、議会の議決を経て総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいた政策を執行する」というふうに解説しています。

議会の責務として、総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動するのが議会の役割です。議決機関である議会が、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するためにも根拠規定の整備が望まれております。

これらを踏まえた上での見解を伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいま田村議員から御指摘のあったとおり、別海町自治基本条例の第35条におきまして総合計画についてうたっております。

ただいま説明のあったとおり、議会の議決をもって基本構想を策定するというのも逐条解説としては当時載っておりました。

この自治基本条例の公布、あるいは地方自治法の改正に伴う時間差もありましたので少し説明したいと思いますけれども、自治基本条例につきましては平成23年3月17日に公布をされております。

その時点では、自治法の改正は行われていなかったわけですので、当時の地方自治法では、第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条文があったわけであります。

この地方自治法は、平成23年5月に改正の公布がされまして、23年8月1日には今の条項が削除されたということであります。

その後時間の経過があつて第7次総合計画の策定ということになったわけですが、多くの市町村でこの議決要件、言ってみると基本構想を策定するという条件、すなわち総合計画の策定要件がなくなった中でどのような取り組みをしていくかというのは、そ

それぞれの自治体の判断に委ねられたと言ってもよいのではないかと思います。

ただ、自治法改正の間もない時点で基本構想、基本計画の策定に取り組んだ市町村においては、先ほど田村議員御指摘のとおり、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決要件とする、という取り扱いをした市町村もあったというふうに理解をしておりますが、現実的には自治基本条例の中で定めた市町村、あるいは計画策定条例で定めた市町村、それぞれいろいろな対応が行われてきたということでもあります。

先ほどの別海町の自治基本条例の逐条解説の中では、「議会の議決を経て」ということがありましたけれども、先ほど紹介していただいたように「地域で生まれ、育まれてきた資源、及び地域の特性を最大限に生かし、これを総合的、かつ計画的に実現するため総合計画を策定します」という条文に規定されている、その計画策定の根拠については自治基本条例に基づくと。

ただ、本町においては、今田村議員御指摘のあった議決についての取り決めは、まだないということでもあります。

行政のほうとしましては、先ほど申し上げたとおり、地方自治法第96条第2項の議決要件にそういう条例を提案するという予定はありませんけれども、議会の皆さんの考え方と合わせてそこら辺は今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 前向きな御答弁をいただきました。

2017年の北海道内の市町村の総合計画に関する調査ということで、全道的にはどのようなことになっているか、それと近隣の市町村ではどのようなことになっているかということを私もちょっと調べてみました。

それによりますと平成23年8月1日以降に総合計画を策定した市町村、これらの中では85%が根拠規定を整備しております。

近隣の中標津町では、自治法の第96条第2項、これで議決要件に追加をしています。

それから羅臼町では、計画の策定条例をつくって議決をしていると、こういう状況になっております。

今前向きに検討するという御答弁がありましたので、これについては終わります。

それでは、2番目の人口減少対策について質問します。

急速に進行する人口減少の対策は、第7次の別海町総合計画の上でも喫緊の課題と考えております。

別海町においても、人口減少克服に取り組む上での指針となる別海町人口ビジョンを策定し、人口の将来展望を示しています。

人口減少対策について以下の3点にわたり質問します。

1点目。

人口減少対策として合計特殊出生率を2040年までに2.10に向上させる目標を掲げていますが、目標達成を目指すための具体的な取り組みについて伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

平成28年3月に策定をした別海町人口ビジョンは、人口減少対策の核となる要素の1つとして出生数の増加を示し、2060年における目標人口1万1,500人以上を達成

する条件の1つとして、2040年までに合計特殊出生率を2.10に向上させることを目標としております。

出生数の増加のためには、若い世代が安心して結婚、妊娠、子育てできる環境が必要であり、具体的な取り組みとしましては、「地域子ども・子育て支援事業」「認定こども園等利用者負担助成事業」「子ども医療費助成事業」等を実施しているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 御答弁のとおり、人口減少問題への対応を主な目的として別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを策定して、今後町が目指すべき方向だとか、目標を共有して、住み続けたいまちづくりの推進に取り組んでいくことは理解できました。

大変わかりやすい具体策を示しているところでございますけれども、自然的増減の要因の1つである合計特殊出生率について、平成27年の人口動態統計によると別海町は1.86という数字であります。

全道的には1.28と、これに比べると別海町は高い水準にあり、総合計画では、2020年、来年には1.90、それから2030年には2.00、2040年には2.10とアウトカムを設定しておりますけれども、人口が増加に転じる2.07を超える数値の目標設定は、計画上ちょっと困難性があるのではないかというふうに考えております。

実際出生数のアウトカムは、総合戦略によると来年年間146名という目標を立てております。

私、昨年度の出生数を調べてみますと別海町では101人でした。

この数字からしてもほど遠い実現不可能な目標であるなというふうに考えております。

こういう計画の策定にはPDCAサイクル、要するに成果の客観的な検証と、検証結果を踏まえた見直しや改訂が求められております。

そういうことも踏まえて、幾らビジョンとはいえ余りにもかけ離れている数値目標だと考えます。

国では、この6月中に第2期の総合戦略の基本方針、これを閣議決定する予定であります。

また、年末には国の第2期総合戦略、これの閣議決定が予定されております。

本町もこの第2期の総合戦略を策定するお考えがあるなら、このアウトカムを見直す考えがあるかどうかちょっとお聞きいたします。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり別海町人口ビジョンにつきましては平成28年3月に策定をいたしました。

その前段としてというか、同時進行的に別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定をしております。

1つの人口減少に対する取り組みの部分を別海町人口ビジョンで策定したということでもあります。

この計画自体が5カ年計画ということもありまして、平成31年度、令和元年度まで有効だということがありましたものですから、現状数値が少し落ちているということは十分わかっておりましたけれども、見直しについては、目標数値の見直しをしていなかったと。

あとの質問にもありますけれども、結果的に5カ年の目標人口を第7次の総合計画の中でも引用しているということもありますので、先ほど質問のあったように、いわゆるアウトカムとしてのこの目標数値は大変厳しい数字だということはわかっておりますけれども、変更していなかったということが実情であります。

国のほうの第2期総合戦略の策定についての動き、それに市町村もしっかり呼応して第2期の戦略をつくることになると思いますので、もちろんその中では今言われたような特殊出生率の高い数字ではありますが、それが目標としている2.10というのが本当に実現可能な目標数値になっているのか、その辺についてはしっかりと検討して、改定の中で目標数値の見直しもしてまいりたいというふうに思っています。

○3番（田村秀男君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、よくわかりました。

それでは2点目。

社会減を抑制させるために転入者の増加、転出者の減少に向けた具体的な取り組みについて伺いたします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 別海町人口ビジョンは、先ほど申し上げました子育て環境の充実のほか、産業振興、移住、定住促進を人口減少対策の柱としておりまして、これらの事業を複合的に連携して推進していくことで人口減少、社会減への対抗策と考えているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、新規就農に係る「新規就農者等支援事業」や「担い手プロジェクト支援事業」、地元中小企業に高校生等の人材確保を図る「中小企業担い手育成事業」、移住促進につきましては「地域おこし協力隊推進事業」等を実施し、対応をしようとしているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今御答弁のあったとおり別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略でのアウトカムでは、2020年にマイナス68人ということで設定しております。

平成27年とか28年ころは、マイナス130人台で推移してきておりました。

調査してみると、昨年度、平成30年度ではマイナス70人になってます。

これは、限りなくアウトカムに近づいています。

これは、総合戦略の基本目標であります「時代にあった地域作り」、それから「安心な暮らしを守る」、こういう具体的な事業の成果がうかがわれます。

今後も積極的に進めて人口の減少克服に取り組んでいただきたい、このように思っております。

3点目に入ります。

第7次別海町総合計画期間における将来の人口の目標を2025年に1万5,046人と推計しています。

これは、少しハードルの高い数値と考えますが、所見を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

第7次別海町総合計画期間における将来人口の目標は、先ほど副町長の答弁にもございましたけれども、別海町人口ビジョンから引用をしているものでございます。

第7次総合計画策定作業につきましては平成29年度からスタートしてございますので、28年3月に策定をした別海町人口ビジョンの策定から間もなかったということから、総合計画において新たな将来人口の目標の見直しは行わなかったところでございます。

別海町人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所が示しました2025年における人口推計1万4,138人を踏まえ、先ほども答弁させていただきましたとおり、合計特殊出生率を向上させることや、社会減を抑制する取り組みを行うことの効果を見込み町独自に人口を推計したところでございます。

本年4月に北海道から提供された平成27年国勢調査を基準といたしました2025年における本町の人口推計は1万3,746人となっており、5年前からさらに400人の人口減が推計されているところでございます。

このことから引き続き人口減抑制には取り組んでいきますが、想定を上回る推計が示されているということから、先ほど来議員から御指摘のとおり現状ハードルの高い数字であるというふうに認識しているところでございます。

先ほどの副町長の答弁にもございましたけれども、今後は新たに示された推計をもとにしながら、今後予定をされている第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と合わせ、将来人口の目標の見直しを含め検討して進めてまいりたいと考えております。

よろしく御理解お願いいたします。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

前向きな答弁をいただきました。

第7次の別海町総合計画は、多くの町民から御意見、御提言いただき、行政と一体となって協働で作成した最上位に位置する計画です。

ぜひ執行機関として一步でも目標に近づく努力をしていただき、人口減対策を喫緊の課題として捉え、別海町を次の時代へ引き継いでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

1番目。

小中学生のスポーツ大会の遠征について。

児童・生徒が、少年団活動や部活動を通じて楽しくスポーツができる環境を整え、健康な体力を身につけ、心を育んでいくことは大変重要であると考えます。

本町のスポーツ指導者、部活動の先生、親御さんが熱心なこともあり、地方大会で勝ち上がるチームが多い中、札幌などへの遠距離の遠征は、保護者の負担が大きく家計負担が大変だとの声が寄せられています。

同じチームで汗を流し結果を出した子供たちが、家庭の事情で参加、不参加の差が出ないようにしたいものです。

小中学生のスポーツ大会の遠征について質問します。

1点目。

町のホームページから別海町スポーツ競技選手等派遣費の助成基準を確認することができました。

この基準に沿って現在も遠征費を助成しているのでしょうか。

また、3泊4日で遠征した場合を例とすると、現在の遠征の基準は、どのような内容でしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町の少年団や中学、高校の部活動等で上位大会などへ出場する際の助成については、今ちょっと横田議員は、別な規程を見られていたのかなというふうに思うんですが、その助成の規定されているものは、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則及び同交付規程に補助の範囲や基準等について必要な事項を定めているところです。

親や先生の熱心な指導もあり、町内の各スポーツ少年団や部活に所属する児童・生徒の活躍が本当に目覚ましく、ここ数年は、派遣費補助の実績は増加傾向にあります。

全道大会に派遣した場合の補助率につきましては、大会を主催します団体によって100%、それから50%というふうに規程で定められておりまして、日本スポーツ少年団、それから日本中学校体育連盟、いわゆる中体連ですね、または、それらの下部組織が主催する大会に参加する場合の補助率が100%、そしてJOC日本オリンピック委員会に加盟する団体、または、その下部組織が主催する大会に参加する場合の補助率は50%というふうになっております。

御質問にあります道央圏に3泊4日で遠征した場合の補助額を具体的にお話ししますと、補助率が100%となる中体連の主催大会では、札幌市で開催される全道大会に別海町から出場するケースで言いますと、バスとJRの公共交通機関を利用した補助額が1名で3万7,000円というふうになります。

若干内訳を申し上げますと、別海ぷらと前の停留所からJR厚床駅までのバス料金1,380円、これにJR厚床駅から札幌駅までの特急料金を含むJR料金が2万900

円、この交通費合計が2万2,280円となります。

これに宿泊費1泊5,000円で、3泊分で1万5,000円となりますので、これに加えた額が3万7,280円というふうになります。

規定では1,000円未満の端数を切り捨てるということになっておりますので、3万7,000円が補助額というふうになり、これが補助率50%の場合で申し上げますと1万8,000円が補助額というふうになります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

それでは、2点目。

大会によっては、勝ち上がると滞在期間が延びます。

急な宿やバスの手配に苦慮することが考えられます。

別海町スポーツ競技選手等派遣費の助成基準では3泊4日が基準となっていますが、この基準を超えた場合の支援はどのようになっていますか。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） ただいまの横田議員からの遠征予定期間が延長された場合の支援についてお答えします。

派遣費補助金につきましては、出場団体の事前申請による概算払いの制度となっています。

例えば、勝ち上がりや気象条件の雨天などによる日程の追加など、申請した内容に変更があった場合は、大会を終えた帰庁後に変更申請の事務手続を行っていただき、関係書類を審査し、延長された日数の宿泊費を追加補助しているところでございます。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

3点目。

スポーツ大会の遠征費は、選手の親が負担するのはもちろんですが、10年前と違い宿泊費やバス代が高騰しています。

遠征費の支援を強化する考えはありますか。

教育長に伺います。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、私のほうからお答えいたします。

派遣費につきましては、平成28年度と29年度に交付規則及び規程の一部改正を行い、交通費の積算を公共交通機関の大人運賃を基準として助成することなどの見直しを行っております。

これらの改正は負担の軽減につながるものと考えております。

また、管内市町の助成制度との比較では、補助対象経費、補助率、補助限度回数などの各項目において同等または上回っており、保護者等の負担軽減に寄与する制度内容である

と考えております。

今後とも保護者及び各団体からの御負担と御理解をいただきながら補助事業を実施していきたいと考えますが、宿泊費及び各種公共交通機関の利用方法、また、大会規模等による補助率の割合については、今後その実態や情勢を勘案し検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 私が聞いた話ですと、ホテル代は1人一万二、三千円程度しますし、それが2泊、3泊となり、そこにバス代が1人2万円から3万円に上がったという話も聞いております。

現在の価格に沿った支援の強化をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの御質問にお答えします。

確かに札幌近郊、最近宿泊先、ホテルが常に不足の状態にあるというようなことは、いろいろ報道等でも理解しているところです。

ただ、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、管内で見ますと、そんなに我が町の制度については低いものではないというような認識をしているところでありまして、いろいろと管外、道内の中で比較してもですね、この制度の今の基準ですね、これについては遜色ないものと、むしろ道内でも補助の率ですとか、その額は高いものであるというようなことも調べの中では確認をしているところです。

ただ、今議員おっしゃったとおりですね、実情としてホテル代が高いというようなこともございますので、その辺はいろいろと確認をした上で適切に助成できるようなことで検討は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

次の機会に一般質問をさせていただき、その検討結果を伺いたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2番目、生涯学習センターの高齢者への配慮について。

今年度から生涯学習センターの建設事業が始まります。

昨年の9月定例会で中村議員から障がい者に対するバリアフリーについて質問がありましたが、いまだに建設計画の詳細がわからないという高齢者の方から声が寄せられています。

そこで、生涯学習センターが高齢者に配慮されたものであるか確認したいため次のとおり質問します。

1点目。

手すりや緩やかなスロープ、トイレ、休憩する椅子など、高齢者へ配慮した設備はどのようなになっていますか。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター建設準備室長。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） ただいまの質問につきましては、私のほうから説明させていただきます。

本年度から3年工期で着手する生涯学習センターは、バリアフリーの考え方を内包するユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者を含め、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、可能な限り多様な人々が利用しやすい生活環境をデザインする設計内容となっております。

手すりは、施設内移動の補助のため廊下や階段に設けるほか、動作補助の目的でトイレブース内に全て設置することとしております。

スロープは、入り口から廊下の全てを緩やかな勾配とするなど、段差解消の対応を行っております。

トイレについては、一般のトイレ以外に多目的トイレを4カ所設置し、1カ所には大人用のベッドを設けることにしております。

また、休憩や談話等のスペースとなるホワイエには、椅子、ソファやテーブルを設置するなど、誰もが利用しやすい施設となるよう配慮しております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 2点目。

交流館ぷらとでお年寄りがくつろいでいますが、少し館内が暗いです。

生涯学習センターは、明るい空間でお年寄りが集いたくなるような設計になっていますか。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター建設準備室長。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） お答えいたします。

町民の皆さんがくつろぐ場所となるホワイエは、2階までの吹き抜け空間で全面がガラス張りですので、南側からの自然光がホワイエの奥まで十分差し込み、とても明るい空間となります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

3点目。

お年寄りが、軽食をつまんだり、お茶を飲みながら談笑するような憩いの場はありますか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この御質問は、私のほうからお答えいたします。

高齢者の交流や飲食などができる憩いの場については、交流機能の向上や、多世代が交流できる空間を目指すという基本方針に基づきまして、ホワイエに椅子、ソファやテーブル、大規模な書架を設置し、町民が気軽に休息し、会話、そして読書を楽しむことのできるスペースを確保しているところです。

また、別海地区のふれあいいきいきサロン、これを生涯学習センター内に移転をしますことから、中央公民館における高齢者向け学習事業との相乗効果によりまして、高齢者等の新たな交流の場になるというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 4点目。

年々春から夏の気温が上昇しています。

空調管理はどのようになっていますか。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター建設準備室長。

○生涯学習センター建設準備室長（山岸英一君） お答えします。

室温管理に関しては、四季や外気温に応じて温度設定が行える暖冷房空調設備を設置します。

また、ホワイエやホールの上部には高窓を設けますので、自然換気による室温調整も可能となります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 横田議員の御質問ですけれども、大変生涯学習センターに対する関心が強いというふうにお見受けいたしました。

私も町の中で、どういう形でできるんだろうというような関心を持っている方々の質問を多々いただきました。

そういう状況を踏まえまして、7月号か8月号の「広報べつかい」に合わせて生涯学習センターの特集をページを割いてつくって、町民の皆さんにお配りをして、このような生涯学習センターをつくるというようなことを広報したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

皆さん楽しみにしていると思います。

次の質問に移りたいと思います。

3番目。

災害時に有効な乳児用液体ミルクの配備を。

厚生労働省及び消費者庁が省令等を改正したことにより乳児用液体ミルクの販売が可能となりました。

本年3月から通販サイトやドラッグストアなどで販売されています。

乳児用液体ミルクは、ふたを開けて吸い口を装着するなど、手軽に乳児がミルクを飲むことができ、常温で半年から1年の長期保存ができるのが特徴となっています。

特に、夜間や外出時の授乳に効果を発揮すると期待されていますので、育児の負担軽減にもなります。

私は、これまでの粉ミルクのようにお湯で溶かしたり、水も必要ないため、お母さんが周囲を気にせず授乳することもできるため、大人数が居合わせる災害時の避難場所におい

て効果を発揮するのではないかと考えました。

町内の避難場所に乳児用液体ミルクを計画的に配備する考えはありますか。

お聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

本町では、現在乳児用の備蓄品として各地域に粉ミルクを配備していますが、ミルクアレルギーを持つ乳児への対応を考慮し、今年度からミルクアレルギー成分が低減されたものを購入しており、納品され次第配備を予定しております。

本年3月から商品化された乳児用液体ミルクは、調整なしですぐに授乳でき、災害などの非常時には有用であるというふうに認識をしているところでございます。

その一方で、避難所への備蓄という観点では、価格が粉ミルクに比べ約2倍になり、高価であるということや、現時点ではミルクアレルギー対応の商品がないということがデメリットというふうに考えております。

そのため、現時点では乳児用液体ミルクを災害用備蓄品として配備する計画はしていませんけれども、まだ商品化されて間もないということもありますので、今後のこの商品の普及や、あるいは改良等の状況を慎重に見きわめ、専門職員や、乳児の保護者等の意見も踏まえながら、将来の配備計画について検討したいと考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 最後に。

高額ということですが、子供の数も減っており、それほどの高額にはならないと思います。

また、現在の粉ミルクの全体の量ではなく、5分の2くらいでも液体ミルクに切りかえるなどの方法もあると思います。

何といっても水が出ないところで使えるのが大事なことだと思い、備蓄すべきと考えますがいかがでしょうか。

町長に伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 数量、価格で不可能だということではございません。

ただ、今総務部長が申し上げましたように、デメリットやいろいろな危惧されることがまだあるということで、そこら辺をしっかりと検討して、改善されるような商品が出てくるようであれば、それは対応していきたいということで、もう少し様子を見てほしいと。

まだ商品が出たばかりなものですから、それが備蓄していく間でどう変化するのかとか、いろんなことの検討が必要だと思ってますので、ちょっと待っていただきたいと。

決して備蓄しないということじゃなくて、しっかりと検討して対応できるということであればやっていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） よくわかりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

次に、13番中村忠士議員。

質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 通告に従いまして質問いたします。

まず、1点目の柱ですが、投票率向上に向けた施策についてお伺いします。

ことし4月に行われた別海町議会議員選挙の投票率は72.3%でした。

釧根管内で今回投票が行われた他の町村議会議員選挙では、厚岸町73.1%、標茶町77.2%、鶴居村81.7%であり、これらと比較すると別海町の投票率は最下位となっています。

別海町における各種選挙の投票率を年次別に見てみると、道知事選の場合、2011年の69.7%が2019年の67.7%に、衆議院小選挙区の場合、2009年の79.7%が2017年の63.6%に、参議院選挙区の場合、2010年の67.0%が2016年の59.0%にいずれも下がってきています。

投票率が減少傾向にあることは全道・全国的な問題になっていますが、国の制度改正に合わせ、投票率を上げるための大胆な試みを始めている自治体もふえています。

別海町における各種選挙の投票率をどう高めていくか、選挙管理委員会の考え方や具体的方策、計画についてお聞きします。

1点目です。

別海町における各種選挙の投票率に対する選挙管理委員会の現状認識、並びに課題に対する認識をお聞かせください。

また、課題を解決するための考え方や具体的方策、計画をお聞かせください。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えいたします。

本町における各種選挙の投票率につきましては、どの選挙も全道平均を上回ってはおりますが、過去の選挙と比較した場合、御指摘のとおり本町の投票率が下がっていることは事実でありまして、選挙管理委員会では、投票率を向上させるための取り組みを進めていく必要があると認識をしております。

具体的な取り組みにつきましては、従来の啓発活動であります広報車での音声テープによる投票の呼びかけや、町内各施設におけるポスター掲示、及び選挙公報の発行を継続して実施するほか、本年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙におきましては、西春別地区及び尾岱沼地区にそれぞれ1日ずつ試行的に新たな期日前投票所を開設いたします。

また、新たな期日前投票所は、投票区を限定せず、どなたでも投票できることになるとして選挙公報などで広く周知をし、投票率の向上を図りたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 期日前投票の件については、もうお答えがありましたので、大変すばらしいことだなというふうに思います。

いろいろ御苦労があると思いますが、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

さらにお伺ひしたいんですが、期日前投票の問題以外にもさまざまな事例が公表されております。

特にですね、平成29年3月に総務省が公表している投票環境向上に向けた取組事例集がございます。

これでいろいろ事例が載っているわけですが、確かに大都市のやっていることをそのままできるわけではない。

あるいは、条件がさまざま違いますから、それをそのままできるわけではありませんが、ひとつぜひこういう先進的な事例をですね、選挙管理委員会でも十分検討をしていただいて、できるところはないか、そういうようなことでの検討をしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） はい。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えをいたします。

私どもも常日ごろから投票率70%台を非常に危惧しているところであります。

別海町の人口は、1万5,000人を切る状況。

その中で有権者は1万2,000人です。

先の投票でも約8,500人が投票されましたけれども、まだ3,500人が残っているという状況であります。

その方々の心を動かして投票行動につなげるにはどうしたらよいかということを今後も選挙管理委員会として考えてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、2点目の質問に入ります。

2017年衆議院選挙の際の全国投票率を年代別に見ると、60歳代の72%に比べ、年代が下がるにつれ投票率も下がる傾向にあります。

一方、20歳代の34%に対し、10歳代は40%でした。

2016年の参議院選挙でも同じ傾向で、60歳代が70%、20歳代が36%、10歳代が45%でした。

若い有権者に対する啓蒙や具体的な投票サポートが重要だと言えるところだと思いますが、高校生を含めた若い有権者に対し、今後投票行動を促す手だてをどうか、選挙管理委員会の考え方、方策をお聞きします。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） はい。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えをいたします。

若い有権者への啓蒙につきましては、成人式におけるパンフレットの配布や生徒会選挙における投票箱及び記載台等の貸し出しを継続して実施しているほか、今年度から選挙制度における出前講座を設けております。

また、今年度執行した北海道知事及び北海道議会議員選挙の期日前投票所におきましては、選挙の仕組みに触れていただくため、春休み期間中の高校生に期日前投票の事務従事

を体験してもらい、選挙に対する意識向上に努めたところでございます。

今後におきましても学業に影響のない範囲で、高校と協議をしながら若い有権者に参加を呼びかけたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

高校生に対する働きかけということが重要だと常々思っていたんですが、選挙管理委員会としては、春休みを利用して高校生に働きかけて、実際に体験してもらうということでの取り組みをしているということがわかりましたので、ぜひそれを続けて、あるいは拡大していただきたいというふうに思います。

そこで、若い人の投票行動をどう促していくかということで2点お伺いしたいんですが、若い人で、投票を別海でやらなければならないけれど、実際は学業等で離れているというような事例も、専門学校やあるいは大学などへ行っているというような事例も多々あります。

そういう人に対するサポートをどうしていくのか。

それからもう1点は、若い働いている方ですね。

若い労働者の方々、20歳代の働いている方に対する啓蒙やサポート、そういうものについてお考えがあるかお聞きしたい。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と若干重複する部分があるかと思いますが、本当に若い人の投票率の低下が極めて深刻な問題であります。

昔、私たちの20代のころは、主に学生運動であるとか、職場の組合員活動であるとか、そういったことで政治にかかわる機会が多々ありましたけれども、最近は、そういったことも大分下火になってきているのかなというふうに思っております。

ただ、大学のあるところであるとか、高校である程度比較的、積極的にそういった取り組みをしているところについては、1つのプロジェクトチームのようなものをつくって、政治や選挙に対する討論会であるとか、そういったことも実施されているという報告がありますので、別海町においても、そういったことで今後実施できないかどうかという検討も進めてまいりたいなというふうに思います。

また、職場に関しましては、今、いろんな選挙でポスターと同時にですね、委員長声明という形で職場の朝礼等において、ぜひ会社の上の方々から選挙に行ってくれということをお話ししていただくような手だても現在とっているところでございます。

これからもっとよい方法があれば検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

投票所が別海でなければいけないけど、離れているっていう場合の不在者投票の制度がありますよね。

わかれば割に簡単なんだけど、わかんないっていうふうな場合があります。

やり方がわからないというですね。

そこら辺の啓蒙というのが必要かなっていうふうに思うんですが、需要としてはそんな

にたくさんあるわけじゃないから、わかんないんだけどっていうふうに聞きに来ることに
対して答えていくっていうのが一番やれることかなというふうに思うんですが、積極的に
それをお知らせしていく、広報などでお知らせする場合に、不在者投票のやり方、ここが
投票所だけれども、町外に出ておられる方に対する対応というものをとりわけちょっと気
をつけてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺どう
 でしょうか。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高崎好藏君） 先ほどの質問の中にありまして、ちょっと欠落
 いたしました。

今回行われた統一地方選挙。

ちょうど高校を卒業して管外の大学あるいは専門学校に行くという方が非常に多くあり
 ました。

また、ちょうど職場の年度がわりの季節でもありましたので、職場で転勤をされるとい
 う方も多くありました。

今は高校生であるとか、そういった方々の問題であるんですけれども、当然、住所を移
 してなければ、入場券は親元に届くわけであります。

それに気づいた親御さんは、どうしたらいいのということで、今回の選挙でも何人かの
 方々が相談に見えました。

そのときは、きちっと相談をしてあげました。

ただ、今回のように知事選挙は16日間投票期間があります。

また、道議会議員選挙は12日間投票期間があります。

不在者投票の場合は、本人申請ということになってまして親御さんの申請ではできませ
 ん。

ですから、本人が選挙管理委員会に不在者投票をしたいという申請書を出して、そして
 受理をされて、郵送で行ったり来たりするわけであります。

ですから非常に期間の長い選挙であればそれも可能なんですけれども、例えば、町議選
 挙のようなたった4日間しかないような選挙では、それが非常に困難になるということに
 もなります。

今回は、高校を卒業して専門学校なり、あるいは都市の学校なりに行かれた方が知事選
 挙だけはここでやりました。

でも、道議会議員選挙はもう行っちゃうのでできませんという方もかなりおりました。

その辺のところ非常に大きな問題だと思いますけれども、やはり親御さんが、きちっと
 子供さんに説明してやるということも必要ですし、わからないことがあれば、選挙管理委
 員会に来て確認をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 5日間の選挙期間であった町議選に関してもですね、やり方によ
 ってはできるわけで、そこら辺も含めて丁寧な啓蒙をよろしくお願いしたいというふう
 に思います。

3点目の質問へ入ります。

高校生ばかりでなく、小中学生に対する政治教育、つまり良識ある公民たるに必要な政
 治的教養の重要性については、教育基本法にもうたわれています。

積極的に政治にかかわっていく国民を要請するための教育が学校現場でどのように行われているか、現状や課題に対する教育長の認識をお聞かせください。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、私のほうからお答えいたします。

教育基本法では、政治教育として、第14条に良識ある公民として必要な政治的教養は尊重されなければならないことがうたわれております。

この公民的資質の育成につきましては、文部科学省が定める学習指導要領の社会科の中で培うこととされ、教科の目標、内容及び方法が具体的に定められています。

本町でも小中学校の社会科の授業の中で、この基本的な考え方に基づき学習指導要領に沿って、その段階に応じた教育を行っているところです。

また、学習指導要領では、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことなども踏まえ、社会の中で自立し、他者と連携、協働して社会に参画する力を育む主権者教育について重要視されており、小学校では、自治体による公共施設の整備、租税の役割や、国民として政治へのかかわり方について自分の考え方をまとめることなどが、中学校では、民主政治の推進と公正な世論の形成や、国民の政治参加との関連についての考察などを指導することとなっております。

このような中、本町では、庁内関係部局や学校等と連携した主権者教育の1つとして、「べつかい町子ども未来議会」の実施に向けて準備を進めています。

「べつかい町子ども未来議会」では、社会の中で自立し生き抜く力や、地域課題の解決を担う意識を養うことを目的としています。

今後も各学校現場において、引き続き小中学校の社会科の授業中で、社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成するとともに、「べつかい町子ども未来議会」などの学校現場と連携した取り組みを実施し、子供たちが身近に感じられる主権者教育を進めていきます。

なお、議員からの質問にあります成人後の投票率にもあらわれますように、小中学生で学んだ主権者教育をいかにその後につなげていくかが課題だと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

教育基本法第14条について今触れられて、全くそのとおりなんです、文科省がこの14条に規定されている、今、教育長がおっしゃられた良識ある公民として必要な云々の部分について解説をしております。

良識ある公民とあるけども、その良識あるっていうのは何かと解説しております。

単なる常識以上に十分な知識を持ち、健全な批判力を備えたという意味であるというふうに解説しています。

それから公民の部分については、積極的に政治にかかわっていく国民であると。

それから政治的教養という言葉がありますが、政治的教養については、民主政治、政党、憲法、地方自治等、民主政治上の各種制度についての知識、あるいは現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力等を規定しています。

教育上尊重するというふうに書いてあるけれども、その意味は何かということで、政治的教養を養うことは、学校教育においても社会教育においてもこれに努めなければならないという意味だと。

あるいは、教育行政の面で政治的教養を養うことができるような状況を整えることと、
こういうふうに解説しています。

内容面と制度面の2つでちょっとお聞きをしたいと思うんですが、単なる常識以上に十分な知識を持ち、健全な批判力を備えるというふうに、そこを目指していきましようということなんですが、学年によってレベルっていうか、内容は変わってくると思うんですが、最終的にそれにふさわしい公民として成長していけるような教育内容になっているかどうか、その点についての教育長の認識と同時に教育行政の面で政治的教養を養うことができるような状況を整えることというふうになっているけれども、その条件を整えるということについて現状としては十分なのかという点の認識をお聞きします。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、お答えいたします。

児童・生徒に政治的教養を育むことは、学校教育の責務の重要な1つだと考えています。

そこで、文部科学省のほうで政治的教養を育むために、4つの力・態度が育成されなければいけないということで出されています。

先ほど議員のほうからもおっしゃられたことと重なると思いますが、1つは論理的思考力、2つ目は、現実社会の諸課題について多面的、多角的に考察し、公正に判断する力、3点目は、現実社会の諸課題を見出し、共同的に追求し解決し、合意形成、意思決定する力、4点目が公共的な事柄にみずから参画しようとする意欲や態度、この4点が示されています。

そこで、この4つの態度を育成するために次のような学習方法が示されております。

正解が1つに定まらない問いに取り組む学び。

2つ目が学習したことを活用して解決策を考える学び。

3つ目が他者との対話や議論により考えを深めていく学び。

こういうことを見ていきますと、これらのことにつきましては、これまでも小学校・中学校の授業の中で日常的に取り組まれていることであります。

この点につきましても引き続き小学校・中学校の児童・生徒の発達段階に応じて、このような学びを意識的にさまざまな場面で取り入れていくことが大切であると考えています。

それからもう1点ですけれど、本町では、昨年度から教育に新聞を活用するNIE活動を積極的に進めております。

昨年度、全学校に全国紙を配置いたしました。

今年度からは、小学生には子供新聞、中学生には中高生新聞を配置しました。

これらによる効果はすぐにはあらわれないかもしれませんが、必ず子供たちにとって社会が、政治が身近なものになると思っております。

このような取り組みを続けることによって子供たちの政治的教養を育むことにつながると考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ぜひ、そういう取り組みが投票行動に現実にあられるように、そこはなかなか難しいところがあると思いますが、さらに努力していただきたいと思います。

とりわけ現場の先生方にですね、この教育基本法の趣旨、文部科学省が言っていること

の内容を十分に理解していただいて実践していただくようお願いをしたいなというふうに思います。

ただし、教育委員会が教育内容に全部介入していくということはできませんから、そこは学校の自主性に任せるということになろうかと思いますが、ぜひそれを促していくような条件整備をしていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に入りますが、お答えが既に出ておりますので、冒頭の答弁をちょっと確認させていただきたいと思いますが、今度の参議院議員選挙から駅前、尾岱沼で期日前投票所を設けると。

そして、これは投票区かわりなく、誰でも投票できるような形にするというお話でしたが、その点を確認したいということと、もう一つ、いつ、何時から何時までというのが決まっているとしたら、それをお知らせいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐々木栄典君） お答えします。

前段で委員長が説明しましたので、私のほうからは、今の確認の分だけ回答したいと思います。

まず、投票日につきましては、尾岱沼地区につきましては、現在のところ7月13日土曜日、投票所は東公民館。

それから西春別地区につきましては7月14日日曜日、場所は西春別ふれあいセンター。

いずれも投票時間につきましては、午前8時30分から午後6時までを予定しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

一歩前進ということで、御苦労もあると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

5番目の質問に入ります。

2014年の9月定例会で、身体的な衰え等で投票所に出向くのが困難になっている方へのサポートが必要ではないかと提言しました。

これに対しても、検討するという答弁がありました。

どのような検討が行われてきたか、お聞かせください。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐々木栄典君） それでは、お答えいたします。

投票所に出向くのが困難な方へのサポートについては、郵便による不在者投票制度がありますが、障がいや介護区分が重い方に限られているため、本町では利用者が少ないのが現状であります。

また、病院や特別養護老人ホームなど、指定された施設に入っている方については申請により不在者投票をすることができますが、在宅で療養されている方に対する制度は現状ではありません。

なお、投票所への移動支援として、投票所までの巡回バスの運行や移動期日前投票所などを実施している自治体もありますが、選挙管理委員会では、投票の公平性、平等性を保つ観点から投票所に出向くことが困難になっている方全員が移動支援を受けることができる体制をつくることは、行政区域の広い本町においては、現状では難しいと考えております。

しかしながら、今後、高齢化が進む中で重要な支援であると認識しておりますので、引き続き検討するとともに、国及び北海道選挙管理委員会に郵便による不在者投票制度が拡充されるよう求めているというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 具体的な検討事項も出ましたので、郵便による不在者投票の拡大という点が今述べられましたので、それが実現すれば、新たなまた一歩前進かなというふうに思います。

今のところすごい制限がありましてね、相当重い人でないとそれができないという状況で、あちこちが弱っていると、なかなか外に行けないという方をカバーするというふうにはなっていないということで、ぜひ、道あるいは国に対する働きかけを強めていただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（西原 浩君） ここで1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2点目の質問に入ります。

子どもの権利条約の積極的履行についてお伺いします。

子どもの権利条約が国連で採択されてから30年、日本の批准から25年になります。

条約ですから、この履行に関しては、主として国が責任を持っていることは当然ですが、地方自治体としてもできる範囲で積極的履行にかかわっていくことが肝要と考えています。

なぜなら、当条約を町教育委員会がどう理解し、どう履行しようとするかが教育行政のあり方、政策決定の内容、方法を含め、子供の人権や成長を保障していくという課題の全てに関連する、まさに基本をなす重要問題だと思うからです。

子どもの権利条約そのものに対する認識を含め、子どもの権利条約の積極的履行について教育委員会の考え方や取り組みについて改めてお聞きします。

1点目です。

教育長は、子どもの権利条約をどのように捉えておられるか、当条約に対する見解をお聞きかせください。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、私のほうからお答えいたします。

子どもの権利条約は、世界の多くの児童が今日なお飢えや貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

特に、本条約の第28条「教育への権利」、及び第29条の「教育の目的」などの趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権の尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切です。

今後も児童・生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われるよ

う教育行政を推進する必要があると考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育長の捉え方、見解については、今お聞きして基本的な姿勢を確認したところです。

具体的にどのようにするかということについて順次御質問をさせていただきます。

2点目の質問に入りますが、「当条約の履行に関しては、主として国が責任を負うべきもの」と先に述べましたが、地方自治体、教育委員会がみずから積極的にかかわっていくべき問題もあります。

ことし2月に国連子どもの権利委員会が日本政府に4回目となる勧告、日本の第4回・第5回統合的報告書に関する総括所見を出し、差別の禁止、子供の意見の尊重、体罰などに対する課題の解決を求めています。

教育委員会では、この勧告に対する協議または調査、研修などは行っていますか。

過去、1998年に1回目、2004年に2回目、2010年に3回目の勧告が出されていますが、それらについての協議または調査、研修などは行ってきましたか。

その内容を具体的にお知らせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

これまでの勧告に対しまして、教育委員会内で広く協議、調査、研修などができていないのが現状にありますが、平成30年には教育委員を対象とした研修を行いました。

この研修では、子どもの権利条約についての資料を用いまして、本条約ができるまでの背景、また定めている権利、採択後の様子、条例本文について共通理解を深める研修を行っております。

ことし2月の4回目の勧告の中で、とりわけ緊急措置をとるべきとされている分野の中に関しましては、まず、体罰に関しては、教職員がみずからの感情をコントロールするためのアンガーマネジメント研修を取り入れている学校もあります。

また、子供の意見の尊重に関しましては、平成29年度に別海町生き抜く力アッププロジェクト事業として、「別海町子ども会議」を開催し、この中で日常生活における課題意識や課題解決に関する意見を聞き取り、参加した町内小中学校の児童・生徒で共有をしまして、目指したい姿をあらわしました「別海町子ども宣言」を作成する取り組みも行っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと確認ですけれども、平成30年に教育委員を対象としての研修を行ったという話でしたが、これは先ほどの質問にありますように勧告を含めた研修になっているのかということを確認したいと思います。

もし、勧告に対する研修ということであれば、4回目なのか、あるいはそれ以前のものなのかということについてお聞きをしたいと思います。

1回目、2回目、3回目とそれぞれ勧告が出されて、今回2月に4回目ということなんだけれども、以前のですね、1回目、2回目、3回目、これまでの経過として、検証が行

われてきたのかということに関しては、先ほどの御答弁では、してこなかったっていうふうに聞き取れたんですが、その点の確認もさせていただきたいと思います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の御質問ですけれども、先ほどお答えした平成30年度には教育委員を対象にしたということでお答えさせてもらった内容なんですけど、この研修については、1回目から3回目までの勧告ということで、ことしの2月の4回目の内容については含まれておりません。

あと、もう1点ですね、検証の部分なんですけど、御質問のとおりですね、あくまでも研修の内容自体がですね、条約の背景ですとか、権利、それから様子、本文ということで、その条約の中身についての共通理解の研修ということでもありますので、それらについて実際に実践できたか、どうだったのかというような検証までには至っておりません。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

研修あるいは調査、それから実践ということに関しては3番目の質問にかかわりますので、3番目の質問に入らせていただきます。

3番目の質問です。

国連子どもの権利委員会が、日本に宛てた4回目の勧告では、「普及、意識啓発および研修」の項で、子供のために働く全ての者、教員、ずっと並んでいるんですがはしょります。

教員、そしてソーシャルワーカー、公務員を対象として、条約及びその議定書に関する具体的な研修を定期的を実施すること、とあります。

これは、町並びに町教育委員会がやる気になればできることですが、実施の計画はあるでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 現時点においてですね、本町として、子供のために働く全ての者を対象とした研修を定期的を実施するという点についての計画は持っておりません。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

先ほど、最初の部分で教育長が答弁されましたけれども、憲法、教育基本法、そして、この子どもの権利条約というのは基礎になる文書だというお答えでした。

ならば少なくともですね、教員、ソーシャルワーカー、それから教育委員。

まあ、教育委員さんについては、条約あるいは4回目の勧告については研修を行ったということですが、教員、ソーシャルワーカー、教育委員さん、教育委員会の職員には、少なくとも条約とこの第4次の勧告は目を通すべきだと。

できたら研修も行うということが必要ではないかというふうに思うんですが、その点の教育長の見解をお聞きします。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、私のほうからお答えします。

私の考えでは、子どもの権利条約の理念は、子供の教育に携わる者にとっては基本となるものと考えております。

私自身も教員生活３８年間、子どもの権利条約の理念は、常に私自身の根底にありました。

特に、第３条の「子供に関係のあることを行うときには、子供にとって最もよいことは何かを第一に考えなければならない。」というような条文と同じように取り組んでまいりました。

現在も、教育行政を進める上でも子どもの権利条約の理念は根底にありますし、今後も変わらず進めていきたいと考えております。

そこで、この子供の権利について大人も子供自身も学ぶことは大変重要なことだと思っております。

ただ、今、いろいろな働き方改革、新学習指導要領、いろいろなことが出ております。

そういうことを勘案しまして、この第４２条に「適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」とあります。

私としましては、いろいろな機会でも子どもの権利条約の全部ではなくても一部だけでも周知する方法があると思っております。

そのような機会を大事にしながら、広めて勉強していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 大変姿勢としてですね、私自身も今教育長の述べられた点については背筋の伸びる思いと言いますかね、私もそうあらなければいけないなというふうに思いを強くいたしました。

そういう姿勢でやっていただければというふうに思いますが、先ほど教育長自身がおっしゃられたとおりに先生方も大変忙しい状況になっていると。

そういう中で何ができるかということの悩みというのは確かにあると思うんですが、優先課題として、やはり憲法なり、教育基本法なり、そしてこの子どもの権利条約をしっかり身につける、学ぶということは優先順位の高いほうに入るんじゃないだろうかと思っておりますね。

そういう点で教育長の努力、教育委員会の努力を是非お願いしたいなというふうに思います。

具体的にぜひ計画化していただければというふうに思います。

４点目の質問に入らせていただきます。

同勧告では、「包括的な政策及び戦略」の項で、条約が対象とする全ての分野を包含し、かつ、政府機関間の調整及び相互補完性を確保する包括的な子供保護政策を策定するとあります。

これも町行政の各部署間の調整、相互補完性を確保する包括的な子供保護政策を策定しようとするれば町独自でできることです。

実施の計画はあるでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 子供の保護政策を策定する包括的な計画というものは持って

おりませんが、現在各部署で行っている事務事業等において対応をしているところであり
ます。

まず、教育分野におきましては、全ての子供が自分の持っているよいところを残すこと
ができるよう、条例により別海町教育支援委員会を設置しております。

この委員会では、学校のみならず、医療、福祉、保健などの関係機関により組織をされ
ておりまして、さまざまな視点から特別支援への就学を初めとした、児童・生徒個々へ最
も適する教育的処遇措置を助言、指導し、児童・生徒に合ったよい環境づくりを進めるも
のです。

個々の教育的ニーズに対応することが、子どもの権利条約の趣旨につながるものという
ふうに考えております。

また、教育委員会と保健センターが連携をしまして、1年間を通してお子さんの就学に
不安や心配のある保護者に対する就学相談を行っております。

また、福祉分野におきましては、子供を守る事業の1つとして、児童福祉法に基づく別
海町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童の権利を守り、児童虐待及び非行の未然防
止や早期発見、早期解決のため、関係する機関等が緊密な連携と相互協力によって要保護
児童やその保護者の養育支援等を行っております。

また、国が定める子ども・子育て関連3法である子ども・子育て支援法、認定こども園
法、児童福祉法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育、保
育、地域の子ども・子育て支援事業を推進しております。

これらの事業を実施する保健、医療、教育などの関係機関が連携し一体的に支援するこ
とが、子供の生きる権利や育つ権利などを保護するとともに、子どもの権利条約に掲げる
包括的な政策につながるものと考えているところです。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

お話を聞くとですね、前から見ると、本当に横断的なね、いろんな委員会、検討会など
の整備ができてきているのかなというふうに思いますし、スクールソーシャルワーカー
の配置によって、教育の専門分野、そして福祉の専門分野を統括するような体制も、まだ
お1人だから十分とは言えないと思いますが、少しずつ進んできていると思います。

そこで課題を整理していただいてですね、あるいはスクールソーシャルワーカーの増員
も含めて、この横断的、包括的な子供支援の対策をより強化していただきたいというふう
に思います。

5点目の質問に入らせていただきます。

同勧告では、「生命生存及び発達に対する権利」の項で、子供が社会の競争的性質によ
って発達を害されることなく、子供時代を享受できることを確保する措置をとることと
あり、また、「教育」の項で、いじめ問題との関連で、過度に競争的なシステムを含むス
トレスの多い学校環境から子供を解放するための措置を強化することとしています。

学力テストなどによる競争の激化を国連子どもの権利委員会は強く懸念しています。

競争の激化やストレスの解消については町教育委員会としてやれることはあります。

方策や計画はありますか。

お聞かせください。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） 私のほうでお答えいたします。

全国学力学習状況調査の結果につきましては道の考え方に基づき公表しており、ほかの市町村では、学力の結果数値を公表しているところもありますが、本町におきましては、過度な序列や競争心をあおることのないよう、児童・生徒の学習状況の改善に役立てることを目的とし、結果については、全道、全国より高い、または低い、などの表現を用いた公表としています。

また、3月の定例会でも説明しましたが、多くの小中学校で、児童・生徒に対して「ほっと」や「Q-U」など、子供の心理状況や学校に対する満足度を確認する調査やアンケートを行うとともに、個人面談による児童・生徒の心の安定や居場所づくりを意識した学級経営に取り組んでいます。

さらに、専門性が求められるケースにつきましては、町で配置していますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応しております。

今後も、多忙である学校現場の状況を把握し働き方改革を進め、本町の将来を担う子供たちの未来を見据えた教育の中で資質・能力を高めるとともに生き抜く力を高める教育を進めます。

また、障がいのあるなしにかかわらず全ての児童・生徒が、健やかに成長できるよう、ふるさと別海を支える教育を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

教育委員会の努力には敬意を表しているところですが、過度な競争にならないようにということで配慮しているのはされているというふうには思うんですが、やはり道教委のですね、いろいろ模擬テスト的なものをやるとか、学校現場の先生方は、やはり点数に追われるというところが現実としてあると思うんですね。

そこら辺で、教育長はいろいろな話を聞いていると思うんですが、ぜひ、点数に追われるっていうことを解消していくような努力をこれからもしていただきたいと。

現在続けているさまざまな子供の気持ちを聞く、声を聞くっていうことをより強化して進めていただければというふうに思います。

裏腹な関係としては、やっぱり働き方改革がありますからね、なかなか大変なんです、そこはひとつよろしくお願いします。

教育の問題では、いじめの問題ということで、現実には別海町でもあります。

いじめの問題の対策として、私は、人権教育は本当に大事だというふうに思います。

アイヌ民族を含む民族的なマイノリティー、あるいはコリアンなど日本人以外の人たちの子供、あるいはジェンダーにかかわる問題、さまざまに人権教育が必要とされているところかと思えます。

なかなか大変だと思いますが、今後、その点をぜひ強化していただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

次に、1番宮越正人議員、質問者席にお着き願います。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） それでは、まず昨日発生した震度6強の地震に被災をされた新潟県と山形県の皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は大きく2点の質問をしておりますけれども、いずれの質問も、実は4月に実施された町議会議員選挙の期間中から、ぜひとも町としての、そしてまた、町理事者の見解を聞いてほしいとの地域住民の皆さんの声を代弁するものでございますので、私だけでなく、それらの多くの皆様の心に届くような御回答をしていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、北方領土隣接地域振興等事業の交付決定についてでございます。

北方領土隣接地域振興等基金、いわゆる北方基金でございますが、北方領土問題等の解決促進のための特別措置に関する法律、これを根拠といたしまして、「北方領土問題が未解決であることの特殊事情に起因する諸問題の解決に資する」、その目的のために国費補助80億円、北海道が20億円を造成して、地方自治法上の基金として北海道が設置をしておりますことは御承知のところでございます。

基金造成を開始した昭和58年度から既に36年を経過しておりますけれども、その使途として、地域振興、世論形成、それから元居住者援護の3つの事業区分に分け、根室管内1市4町の地域振興に大きな役割を果たしてきております。

特に、地域振興等の事業、主に水産関係の推進事業でございますけれども、北方領土を目の前にした狭い海域の中で行われる漁業活動を支える基金として、漁場造成等の継続的な事業の推進に欠くことのできない財源となっているところでございます。

しかし、毎年交付決定される事業数と補助額には1市4町で大きな差異があります。

事業申請から交付決定までの経緯に疑問を持っている町民が少なくありません。

そこで、次の3点について質問をいたします。

まず1点目でございますが、平成29年度の地域振興等事業の交付決定事案、全29件のうち根室市が19件、別海町が4件、標津町が2件、中標津町が1件、羅臼町が2件、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会、いわゆる北隣協でございますが、その北隣協が1件、平成30年度においては全27件で、根室市が19件、別海町が2件、標津町が1件、中標津町が2件、羅臼町が2件、北隣協が1件の実績となっております。

この実績についてでございますけれども、端的に各市町の申請数によるものか、1市4町で内規的な取り決めなどにより根室市の配分を多くしているのか等々、過去の実績も踏まえて実績に差異が生じている事情と経過をお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

北方領土隣接地域振興等補助金、いわゆる北方基金補助金の使途は、3つの対象事業に分かれているところでございます。

1つ目が、振興事業と言われる隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業のうち、基幹的な産業の振興に資するための事業と教育・文化、生活環境及び厚生施設の整備に関する事業。

2つ目として、啓発事業と言われる北方領土問題に関する世論の啓発に関する事業。

3つ目が、北方地域元居住者の援護等に関する事業に分かれているところでございます。

このうち、宮越議員御質問の件数につきましては、振興事業と啓発事業を合わせた件数となっておりますけれども、差異につきましては1市4町で内規的に取り決めたものではなく申請数の違いによるものとなっております。

また、この差異につきましては、年度によって多少のばらつきはありますが、過去においても同様の傾向にあるところでございます。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま御回答の中にございました申請数の違いということでこのような差異が生まれているというところでございますけれども、これについて町はどのような見解をお持ちかというところで御回答いただきたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、それは（2）の質問でよろしいですか。

町長の所見についてでよろしいですか。

○1番（宮越正人君） はい。

（2）の質問ということで回答をお願いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

それでは、北方基金の事業の採択の差異について町長の所見を聞きたいということでございますので、お答えしたいと思います。

この基金というのは、北方領土問題が今なお未解決であるということに基金を支出することによって、隣接地域については経済活動が大きく制限されているということを鑑みて、特殊なこの事情に置かれている状況において地域振興をしっかりと推進していくために、そういう見地に立って基金が造成されたものでございまして、この基金が特定の一自治体に偏っているということは、その本来の目的から考えてもいかながなものかという気持ちもございします。

ただ、5つの自治体がみんな平等に経済的な課題を持っているということでもないで、それぞれの自治体において何が今一番重要なのか、北方領土の課題によって経済的影響を受けている部分について、どうこの基金で重点改善をしていくかということが大切なのであり、うちの町もまだまだそういった意味では取り組んでいかなきゃならない課題があるというふうに私は理解をしております。

今までの実績を言いますと、確かに1自治体に偏っていたというのも事実でございますので、5つの自治体の中でしっかり話し合いをし、全体の中で何が優先し、必要なのかというようなことを共通認識のもとに、今後取り崩しに対応する事業のメニューを決めていきたいというふうに考えております。

これは、道も交えて100億円の基金取り崩しが大体今のところ年間4億円程度というような目安であるという話になっておりますので、その中でこういった形で取り組むかということは、今までなかなか首長がその事業採択について意見交換するというような場はなかったんですけれども、令和2年度予算からについては、きちっと5人の首長方の共通認識を持とうということで話し合いをしていくという場を設定することになりました。

うちの町も今まで慣例的に上げていた事業だけでなく、本当に経済活動のために必要だという部分をしっかりともう一度拾い直して、そのテーブルにのせていきたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま町長から、過去から状況は少し変わってきたというふうな内容の御回答をいただきました。

これまでは、どうしても公平性に欠けるものだということで、住民には大きな疑義が生じていたのは事実でございます。

それらの町民の皆さんの御期待に沿うような内容にシフトチェンジをしていていただきたいなど。

そのためにも1市4町の首長の間でコミュニケーションをとっていただきまして、道も巻き込んで、町長の御解答にありましたようにですね、公平なものにしていいただきたいというふうなことでございます。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

重複するところもあるんですが、北方基金の有効活用のために、現有の申請団体や新規団体への事業周知を含めて、許可、裁定をする北海道が納得する戦略的な申請内容となるような視点で、いわゆる申請団体である漁協等へですね、説明会や相談会を開催するなど、何らかの方策によりまして事業採択につなげられるような、もう少し町も深くかかわりながら地域振興を進行していく必要性があると考えております。

もとより事業推進の方向性や狙いが決まれば、いわゆる優秀な行政のプロである職員が大勢そろっておりますので、それらの取り組みのアプローチの仕方は大変重要なものと考えております。

町側ですね、今後の取り組みに対する所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

北方基金補助事業につきましては、先ほど議員言われたとおりですね、これまで造成された100億円の基金を原資として、その運用益で事業に充ててきたというところでございます。

しかしながら、近年の低金利による運用益による補助金は、平成29年度は全体の運用益で1億3,000万円。

それが、平成30年度では8,000万円と大きく目減りをしております。

当時、昭和58年から9カ年で100億円を積んで、一番多い運用益のときは5億9,000万円あったわけですが、今申し上げたとおり30年度の実績では8,000万円ということに目減りしてきていると。

運用益を充当しただけではですね、この法律の趣旨にのっとった対策ができないのではないか、そういう声が上がって、昨年の7月に北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律、いわゆる北特法というふうに呼んでますけれども、これが改正されて、令和元年度から基金を取り崩して、先ほど町長も申し上げましたけれども、おおむね4億円を取り崩すということの中で、プラス今までの運用益も少し利息も出てくるだろうということで、4億円から5億円くらいの財源をもって事業費に充てるということが可能になりました。

これまでも振興事業については、産業の振興に資するため、特に水産業に対して町内の両漁協から事業の要望については聞き取りを行って種苗放流、種苗移植、さらには漁場造

成、これらについて重点的に対象として実施をしてきたところでございます。

今般の北特法の改正を受け、本事業につきましては国の補助が8割入るという見方をされるようになりました。

運用益を充当するという場合は、道の判断においてということだったんですが、原資を取り崩すということは、国の補助金が毎年8割入るというふうにみなされると、財務省あるいは国のほうも大変厳しい見方をしているということがあります。

ただ、これまで以上にですね、有効的かつ計画的に活用していく必要があるというふうに思いますので、漁協等に対する説明や相談の場を設定した上でですね、十分協議を行いながら効果的な事業が展開できるよう、さらなる基幹産業の振興に努めていくように努力をしたいというふうに考えております。

なお、本補助事業の補助対象者については、市町、または町内の公共的団体ということになっておりますので、水産関係等、産業の振興に資するための事業、これ以外の振興事業であります教育ですとか、文化、生活環境及び厚生施設の整備につきましては、第7次総合計画の実施計画の中に位置づけをして、町が事業主体となって必要な施設整備等に充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま、副町長から大変前向きな御解答をいただきました。

本当に状況も変わってきております。

浜の事情も。

そういう地元のほうも大変大きな期待をしているところでございますので、副町長御答弁いただきましたとおりですね、官民一丸となってという言い方が正しいかどうかわかりませんが、一緒になってですね、少しでも有益な補助事業になるように執行していただきたいというふうに思います。

それでは、2問目に移らせていただきます。

次に、各級選挙の投票率の向上についてということで御質問をいたします。

私ども町議会議員は、本年4月21日を投開票といたしました、いわゆる統一地方選挙において町民の皆様の審判を受け、この議場に席を置いておりますが、全国的な議員立候補者の減少の中、根室管内3町で唯一選挙戦を経たことは、真に町民の皆様の御意見、御要望を聞く機会を得ることになりました。

そういう意味の中でですね、町民の声を糧に活発な議会活動を行わなければならないと考えているところでございます。

しかし、残念であったのはですね、前回の選挙時より投票率が約8ポイント低下したことであります。

今回の選挙は、前回と違いまして、町長選挙と同時選挙ではなかったことが投票率低下の大きな要因であったものと推察することもできますけれども、町民の皆様にとりましては国政選挙よりも最も身近な選挙であるのも事実でございます。

私も先輩議員とともにですね、当議会の魅力と価値を高めるための議員活動に取り組み、今回の選挙においては投票率が少しでも向上するよう努力をする所存でございますけれども、投票率の低下は、各自治体のいわゆる民度の高低をはかる基準ともされ、憂慮すべき問題でもあることから、その向上策を検討、実施しなければならないと強く考えます。

なお、御質問2点を用意しておりますけれども、先ほど中村議員のですね、同様の御質問に高崎選挙管理委員会委員長からいろいろ御丁寧な説明をいただきましたので、重複する点については御解答はいりません。

まず、私の御質問で重複するところは先ほど言いましたように省いて結構でございますので、用意している御回答がございましたら、その分だけで結構でございますのでいただきたいと思います。

平成15年度の公職選挙法の改正で導入された期日前投票の実績、それから期日前投票と投票率の関係、及び本町の投票率に対する見解、それらをまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐々木栄典君） それでは、お答えいたします。

本町の期日前投票所については、平成16年7月11日執行の第20回参議院議員通常選挙で初めて設置しております。

当時の投票総数は9,101票、うち期日前投票者数は953票であり、投票総数に占める割合は10.5%でした。

また、直近の選挙である別海町議会議員選挙の投票総数は8,639票、うち期日前投票者数は1,868票であり、投票総数に占める割合は21.6%でした。

有権者に制度が浸透したことで、期日前投票者数は増加していると考えておりますが、全体の投票率は低下しているため、選挙管理委員会では投票率を向上させる取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま説明がありましたとおりですね、この期日前投票ですが、これの占める割合は投票率が下がっても逆に多くなっているということで、ある程度の効果は本当にあるなというふうな感じがしております。

全国的な状況を見れば、投票所はですね、大きなスーパーに設置をしたりですとか、選挙期間は5日間、そして12日間、18日間ありますということで、各政党も含めてそういう宣伝をしております。

本当に町内も広くですね、産業も海、山というふうに分かれておりまして、ここで私どもの地元の状況をお伝えしておきますけれども、まず今回の町議会議員選挙に関してはですね、関心はですね、どこの地域も、そして私どもの地域の皆さんも大きく持ってございました。

ただ、4年に1度の統一地方選挙という日程はですね、実は、ことしのように1週間ずれこんだということもございますけれども、4月中に全国の知事選挙から一斉に告示をされております。

私が居住する尾岱沼においてはですね、ちょうどこの4月の時期はですね、広く結氷しておりました野付湾の氷が溶け出して、首を長くしてそれを待っていた地域の8割を超す漁師の皆さんがですね、ありとあらゆる魚介の漁を始める時期でもございます。

実態を申し上げれば、ホタテ、ホッキ、アサリ、ウニ、カレイ、チカ、コマイ、ニシン、サクラマス等の漁が一斉に始まりまして、一家総出の漁獲作業になるというところでございます。

港に係留された漁船のエンジンがかかる時間は、深夜から未明の毎日2時、3時という時間でございます。

外海の水揚げを終えてきた皆さんがですね、湾内のカレイやニシンの網を毎日起こすというような状況でございます。

体力的にもですね、毎日が過酷という状況ではございますけれども、これはシーズンがあつての漁でございますので、この一斉に漁が始まる時期と特にこの地方選挙という4月に限られた選挙の中ではですね、どうしても重複してしまつてですね、本当にこの選挙の重要性は認識していてもですね、なかなか投票に行くことができないというような声も多く聞いております。

投票日となります日曜日は、本当の意味での休日になりまして、投票行動の重要性は先ほど言いましたように認識をしてもですね、投票ですから、他人の名前を書きにわざわざ投票所に行くわけですから。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、もう少し質問を簡明に述べていただきますようお願いいたします。

○1番（宮越正人君） もう少しで終わります。

わざわざ投票所に行くことをちゅうちょしてしまうという責められない実態が、地域には実は存在するということでございます。

その中で、選挙管理委員長から試行的に尾岱沼と西春別に、1日、期日前投票所を設けるということでございます。

平成15年から始まった制度でございますけれども、その1日ではどうも足りないのではないかというふうな気がしてなりません。

本当にいろいろ説明いたしましたけれども、一斉に漁が始まる中で、実働は17時間、18時間という活動の時間を経て漁業活動をしている皆さんが主でございますので、その中で投票に行ってくださいというお願いをしておりますけれども、本当にあそこのうちはホッキもアサリもやっているし選挙には行けないなというような話まで出るような状況でございます。

そういう状況をですね、なんとかこう打破するためにも1日という開設期間ではなくて、例えば午後からでもですね、例えば5日間実施をするとかですね。

これから参議院議員選挙もございますけれども、根室市は、本庁舎、それから歯舞は既に開設をしました。

そしてまた、さらに落石と厚床、全4カ所にですね、期日前投票所を設置するというふうに決めてございます。

根室市ができて別海町にできないことはないというふうに長く教わってきたんでございますけれども、その辺もですね、加味していただきましてですね、選挙管理委員会だけの責任ではないと思いますので、できましたら町長のほうからですね、その答えをいただきたいなど。

思いに対するですね。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、今どなたにお聞きですか。

○1番（宮越正人君） 町長でございます。

○議長（西原 浩君） それでは町長、御指名ですので、町長よろしいですか。

○町長（曾根興三君） 中村議員の質問で選挙管理委員長がお答えしているんですけれども、今の御質問の内容は、尾岱沼地区1日という予定だけでも、忙しい方々がたくさん

いるんで、もう少し日数をふやしてほしいという内容だというふうに理解したんですけれども、おっしゃることもよくわかります。

朝早くから出なきゃならないという職種の地域であるということも鑑みますと、できることであれば、複数日、これからも対応していくことがより投票率を上げることにつながるというふうに思っておりますので、これは費用的な部分は町が負担していかなければならないし、あと事務作業的には選挙管理委員会が対応していくということになりますけれども、選挙管理委員会と町としっかり連携をして、できるだけ住民の要望に応えていけるような体制にしていきたいというふうに考えております。

とりあえず今すぐ7月の選挙は2日にしますとか、3日にしますということは、この場ではちょっと答えられないですけれども、そういう形で今後選挙管理委員会とも調整をとって、他の地域においてもどれぐらいできるかというなこともしっかりと議論し、検討していきたいということで御理解をよろしくお願い申し上げます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長から前向きな答弁もいただきましたけれども、実は、地元の皆さんにですね、なぜ尾岱沼には期日前投票所ができないんだろうという御質問をされたときにですね、中村議員のほうで平成26年、平成27年にですね、2回ほど期日前投票所に関する御質問をしていただいて、そしてそれに伴って町が努力する、検討するという回答がありましたという話は僕のほうでさせていただきました。

それが今の時代になって、まだ投票所を設けられないのかという重ねての御質問でございましたけれども、そのような地域の事情も酌んでいただきまして、本当に参議院議員選挙には間に合わないが、来年の町長選挙には間に合うということによろしいのでしょうか、その辺の事情もわかっていただきましてですね、地元の皆さんにもそのような回答をしたいと思いますので、よろしく選挙管理委員会とともに検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終えたいと思います。

○議長（西原 浩君） 以上で1番宮越正人議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

議案調査のため6月20日の1日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、6月20日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 1時59分